

農業水利施設管理 AI 活用推進事業実施要領

令和2年4月1日付け元農振第2703号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長

} 殿

農林水産省農村振興局長

第1 適用

農業水利施設管理 AI 活用推進事業の実施に関しては、農業水利施設管理 AI 活用推進事業実施要綱（令和2年4月1日付け元農振第2702号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 事業の内容

- 1 要綱第2の1の「機能診断の省力化に資するAIの構築等」は、次に掲げる事項をいう。
 - (1) AIの構築に必要となる対象施設の情報の収集・整理
 - (2) (1)の情報等を活用し、機能診断の省力化に資するAIの構築
- 2 要綱第2の2の「AIを活用した機能診断の実証等」は、次に掲げる事項をいう。
 - (1) 構築したAIの精度向上のために必要となる実証
 - (2) 実証した成果のとりまとめ

第3 報告

要綱第5の報告は、別記様式により、事業実施年度の翌年度の6月末日までに提出するものとする。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

農村振興局長 殿
(北海道及び沖縄県にあつては、農林水産省農村振興局長)

地方農政局長
(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

農業水利施設管理 AI 活用推進事業実績報告書の提出について

下記のとおり事業を実施したので、農業水利施設管理 AI 活用推進事業実施要領（令和 2 年 4 月 1 日付け元農振第 2703 号農林水産省農村振興局長通知）第 3 に基づき報告します。

記

	地区名	対象施設	構造及び規模
1 対象施設の概要			
2 AI の概要			
3 実証内容			
4 その他			